様式第２号（第４条関係）

誓約書

下記の事項について確認してチェックしてください

|  |  |
| --- | --- |
| ✔ | 項目 |
| □ | １　申請者本人が飼養します。 |
| □ | ２　営利又はこれに類する目的での申請ではありません。 |
| □ | ３　私の住居で飼養し同居する家族全員の同意が得られています。また、私の住居は猫の飼養を制限されていません。 |
| □ | ４　動物指導センター所長（以下「センター所長」という。）が飼養施設への立入調査を行う場合、これに協力します。 |
| □ | ５　私は離乳前の子猫を飼養した経験があり、子猫を預かり後、頻繁にお世話をすることが可能です。 |
| □ | ６　子猫の飼養に必要な資材（ミルク等のフード、スポイト、容器、トイレなど（一部貸与可能））を準備できます。また、飼養に要した費用についてはセンターに請求しません。 |
| □ | ７　預かりした子猫をセンター所長の指定した時期に必ずお返しします。また、子猫のその後の動向については尋ねません。 |
| □ | ８　預かり中、子猫の行動が原因で生じたボランティアのケガ、器物の損壊などの損害（第三者への損害を含む）が発生した場合、一切の責任は私が負います。また、体調不良が確認できた場合はただちにセンター所長へ連絡し、返します。 |
| □ | ９　他の動物を飼養している場合、預かりした子猫と隔離して飼養することができます。 |
| □ | ９-１（猫を飼養している場合）室内のみで飼養しています。また、１年以内に混合ワクチンを接種しており、不妊手術も実施しています。 |
| □ | ９-２（犬を飼養している場合）１年以内に混合ワクチンを接種しており、不妊手術も実施しています。また、堺市への登録及び当年度の狂犬病予防注射も実施しています。 |
| □ | １０　関係法令（狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、堺市動物の愛護及び管理に関する条例等）を遵守します。また、現に違反していません。 |
| □ | １１　上記の各項目に違反した場合は、センター所長から一時飼養子猫の返還を求められても異存ありません。 |

私は、堺市子猫ミルクボランティア制度の趣旨を理解した上で、上記の事項を誓約いたします。

年　　月　　日

堺市動物指導センター所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　（申出者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）